

松葉三丁目町会加入・退会準則

(平成27年4月12日制定)

(町会費減額の決議)

1 令和3年4月25日決議

第2条第1号の正会員（1所帯につき）年3,600円を令和3年度1年間にかぎり、会費年1,800円に減額する。この決議は令和4年3月31日をもって自動消滅するものとする。

(町会費減額の決議)

2 令和4年4月24日決議

第2条第1号の正会員（1所帯につき）年3,600円を令和4年度1年間にかぎり、会費年1,800円に減額する。この決議は令和5年3月31日をもって自動消滅するものとする。

(町会費減額の決議)

3 令和5年4月23日決議

第2条第1号の正会員（1所帯につき）年3,600円を令和5年度1年間にかぎり、会費年1,800円に減額する。この決議は令和6年3月31日をもって自動消滅するものとする。

松葉町三丁目町会

松葉三丁目町会加入・退会準則

(平成27年4月12日制定)

松葉三丁目町会・会則第5条第1項の規定により、本会の加入・退会に関する事項を次のとおり定める。

(入会の方法)

第1条 本会に入会しようとするものは、所定の入会申込書を添え、会長に提出しなければならない。

(会費)

第2条 会費は次の各号のとおりとする。

(1) 正会員（1所帯につき）年3,600円。ただし、年とは毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。また中途転出入のときは月割り方式にて該当金額を徴収または返金する。

(2) 賛助会員 年5,000円

(退会)

第3条 会員は退会しようとするとき、その旨を会長に届けなくてはならない。

2 会員が次の一つに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 死亡または地域外に移転

(2) 正当な理由なく会費を12ヶ月以上納入しないとき。

(除名)

第4条 会員が本会の名誉を傷つけ、秩序を乱し、もしくは会則に反するような行為をしたときは、総会において出席者の2分の1以上の同意を得て除名することができる。

(会費等の不返還)

第5条 除名された会員が納入した会費その他の金品は、これを返還しない。

(附則)

この準則は、平成27年4月1日から施行する。

(町会費減額の決議)

1 令和3年4月25日決議

第2条第1号の正会員（1所帯につき）年3,600円を令和3年度1年間にかぎり、会費年1,800円に減額する。この決議は令和4年3月31日をもって自動消滅するものとする。

(町会費減額の決議)

2 令和4年4月24日決議

第2条第1号の正会員（1所帯につき）年3,600円を令和4年度1年間にかぎり、会費年1,800円に減額する。この決議は令和5年3月31日をもって自動消滅するものとする。

(町会費減額の決議)

3 令和5年4月23日決議

第2条第1号の正会員（1所帯につき）年3,600円を令和5年度1年間にかぎり、会費年1,800円に減額する。この決議は令和6年3月31日をもって自動消滅するものとする。